

米質をめぐる諸問題 (1)

—青森県産米改善運動に学ぶ—

角田 公正

はじめに

自主流通米制度の発足を機として米の商品化農政が着々と進められ、好むと好まざるとにかかわらず、量から質への転換が余儀なくされている。鉄とならんで2兆円商品といわれる米の解禁を待つかのように、業界の動きも一段とあわただしい。うまい米を求める消費者にとっては、米の商品化は望むべき方向であるとしても、米価の上昇と品質の保証には大きな不安を抱いている。だが、こうした情勢の変化を最もきびしく受けとめているものは、生産者自身であり、またその指導に当たる現地の関係者であろう。量から質への転換は、単に品種の更新だけで済まされる問題ではなく、栽培法の改善から流通・販売面の検討に至るまで多くの問題を含み、またそれらが複雑に係わり合っているからである。とくに関係者にとっては、米作に対する指導理念や指導体制の変更を強いられる場面さえ少なくないからである。

米質をめぐる論議は、当然わが国の米作については農業そのものにまで及んでゆくであろう。しかしここでは、生産・流通の現場にみられる直接的な問題を主としてとりあげ、研究者・技術者の眼を通して考えてみたい、というのが筆者らの意図であり、その第1回として、青森県の産米改善運動にみられるいくつかの問題点にふれてみた。定見をもたずルポ的に書き連ねたりうみがあり、また、十分意を尽せない点もあるが、一つの具体例として大方の参考ともなればまことに幸いである。

1. 米の通信簿⑤の衝撃

さる3月24日の新聞報道(朝日新聞)は、青森県の産米関係者に大きなショックを与えた。心の隅には、“いつかは”あるいは“もしかしたら”という懸念がひそんでいたかもしれないが、現実にはあまりにも早く、そしてきびしかった。“米の通信簿”がそれである。

当日の新聞は、“食糧庁は全国各地のコメを5段階に評価したおコメの通信簿を作成、消費者米価の物統令がはずれる4月から、政府米をこの基準に従って公平に売却するよう23日、各食糧事務所長に指示した。これは物統令の廃止によって末端消費者の配給米価が自由化され、需給緩和に従って、うまい米は高く、まずい米は安くなることから、政府米の売却も取引の実績に合わせ、

銘柄格差を導入することにしたもので、この評価が定着するのを待って年内にも売渡し価格に差をつける方針”と報じている。

第1表がその通信簿である。全国の主な産地別に①から⑤の評価があらはめられている。①すぐれている、②ややすぐれている、③普通、④やや劣る、⑤劣る、というものである。①の評価を受けたのはササニシキの宮城県北部、山形県庄内地方をはじめ、コシヒカリの滋賀、ヤマビコ鳥取、島根など9県15産地、逆に最も悪い⑤の評価がついたのは北海道と青森で、レイメイ・シオカリがその代表品種、残りが②~④の評価で、関東、東海、九州などの米作地帯がこれに属している。“おらが米”のPR合戦に入った現在、①をとった優等生にとっては、

第1表 米の評価基準(食糧庁)

道県名	集散地	評価		
		指銘	定柄	指定銘柄以外
北海道	旭川	—	—	5
		—	—	5
青森	弘前	—	—	5
		—	—	5
岩手	盛岡	3	—	4
		1	—	3
宮城	仙台	1	—	3
		2	—	3
秋田	横手	2	—	4
		2	—	3
山形	米沢	2	—	4
		2	—	3
福島	郡山	1	—	3
		2	—	3
茨城	土浦	3	—	4
		3	—	4
栃木	宇都宮	3	—	4
		2	—	4
千葉	津	2	—	3
		2	—	3
新潟	新潟	3	—	4
		1	—	3
富山	富山	1	—	3
		1	—	3
石川	松任	—	—	3
		2	—	4
福井	福井	2	—	4
		1	—	3
長野	伊那	2	—	3
		2	—	3
滋賀	近江	2	—	4
		2	—	4
三重	津	1	—	3
		1	—	3
鳥取	鳥取	2	—	3
		1	—	3
島根	安芸	1	—	3
		1	—	3
佐賀	佐賀	2	—	3
		2	—	3
熊本	玉名	3	—	4
		3	—	4
大分	大分	2	—	3
		3	—	4
宮崎	宮崎	3	—	4
		3	—	4

わが意を得たりというところかもしれないが、“米質の劣等生”のレッテルをはられた青森県産米関係者の苦衷は想像以上のものがある。

青森県でもここ2～3年、米の商品化傾向に対応して、行政・研究の両面を通じて産米改善に対するいくつかの施策を講じてきたが、その努力は、公平にいて、他県にぬきんでているほどのものではなかった。しかし、物統令の撤廃に伴う“米の通信簿”の公表は、46年度における下位等級米の著しい増加とともに、県の対策を緊急化させた。昨年4月には県の農務課に需給調整班を、本年4月県農試に産米改善科をそれぞれ新設し、強力なスタッフを揃えた。品種更新や栽培法の改善など、いくつかの具体策も明らかにした。とくに意欲的な試みとしては、農試場長の発案による“青森県産米品質改善研究会”の設置がある。中央にあって検査・流通・販売の衝に当たる関係者との談会のなかから、青森県産米不評の実態を明らかにし、今後の対策に有力な示唆を得たい、というのがこの会の目的である。委員長である県の産米改良協会長をはじめ、農林部長、農試場長など多くの関係者が多忙をおして上京し、赤裸々に青森の実情を述べ、苦衷を訴え、関係者の意見を求めた。3月以来その集いはすでに数回に及び、着々と実効をあげつつある。筆者もかつて青森県農試藤坂支場に籍をおき、レイメイなどの育成に関係したという縁もあって、メンバーの1人として名を連ねている。

6月には、宿願であったムツニシキが銘柄品種に指定された。昨年農林218号として登録されたこの品種は、耐肥性、耐病性にやや難点はあるが、良質が特徴、すでに自主流通米としての実績もある。しかし、流通量の上ではかならずしも十分ではないこの品種が、銘柄指定を受けたかぎりには、県関係者の執念と思えるほどの努力があった。最終的には県知事まで上京して、強い要望を訴えたという。ムツニシキの銘柄指定によって、青森県にも一つの目玉商品が誕生し、産米改善に一つの拠点を果たしたことはたしかである。

このように、青森県の産米改善運動は関係者の非常な熱意のもとに強くおし進められようとしているが、良質の道は決して平坦ではない。安定多収を柱としてきた青森県の稲作には、他県以上に多くの難問が横たわっているからである。

2. 米質の正体

品質改善研究会は青森米の不評の原因を明らかにすることから手を染めた。冷害危険度が高く登熟の悪化しやすい環境、レイメイを主体とする品種構成、深層追肥を

骨幹とする多収栽培法、それに中央業界と疎遠勝ちな流通姿勢など、忌憚のない答えが次々とはねかえってきた。しかしそれらのなかで、最も重要と思われる指摘は、品種の更新なくしては青森県産米の不評はくつがえしがたいという点であった。つまり、流通・販売面におけるレイメイの不評はもはや致命的である、というのである。これら品種の不評が、全国的普及・作付に伴う他県産米の不評のおかげ、などとぐちをこぼしてもいままさら始まらない。レイメイの品質論に論議が移ったのは当然の成行きであった。

まず食味について。レイメイの食味は、一般にササニシキやコシヒカリに劣るといわれている。だがその違いを数字的に示した資料は意外に少ない。なかには差を認めがたいとする資料さえある。ことに、長い間混米にいらされてきた一般消費者が、単品種の食味について評価する機会はほとんどないといってよい。それにもかかわらず、“レイメイ=まずい米”というイメージはかなり徹底している。そうなると、“レイメイは、いわゆるうまい米の引き立て役、仇役であったのか”とさえ疑いたくなる。第2、第3の搗精歩留りや貯蔵性についても、現行の搗精法や検査法のもとでは、とくに問題があるとは思われない。

とすれば、残された要素である外観の形質に問題があるのだろうか。この点について、レイメイはもともと品位が劣るという意見がある。これまでも稲の育種家達は、外観・形状のなかで、粒の大小をはじめ粒張り、光沢、縦溝の深さ、心白・腹白の多少など、遺伝力の高い形質を対象として品種本来の米質を評価してきた。第2表にみられるようにレイメイの評価は高くはない。しかし、これらの形質を含め、外観を主とした物理的性質によって評価を下しているものが現行の検査である。また、品種本来の品質に栽培法や栽培環境の影響が加味されたものが、検査の対象となるべき現物である。たしかに、ここ2～3年の青森米、とくにレイメイにみられる

第2表 品質による品種の階級区分

(石墨慶一郎、水稲品種読本)

	1	3	5	7	9
品 種 名	コシヒカリ	ホウネンワセ	ササシグレ	藤坂5号	チョウカイ
	キンバ	ハツニシキ	ササニシキ	トワダ	オオトリ
	クサブエ	ワカクサ	フジミノリ	ヨネシロ	農林41号
	農林22号	越路早生	レイメイ	金南風	ギンマサリ
	農林44号	ヤマコガネ	ヤマセニシキ	中生新千本	ミホニシキ
	チヨヒカリ	マンリョウ	農林48号	農林32号	
	ハツシモ	農林23号	農林29号	農林25号	
	ヤマビコ	東山38号			
	農林8号				

下位等級の増加は著しいが、気象や栽培法の影響も決して小さいとはいえない。したがって時と所を得れば、レイメイといえども立派に3等米以上の上位等級米を作りうる可能性があり、また現実がある。それは逆に、宮城のササニシキや新潟のコシヒカリにも4等米や5等米があるように。つまり、従来の考え方からすれば、品種本来の外観的米質の差は、ある程度検査等級の上に反映されるとしても、それが致命的不評につながることは、どうしても考えられないのである。

かくして問題の所在が混沌としかけてきた折に、不評の正体に触れるかと思われる貴重な指摘があった。一つは玄米の白度である。北海道の米ほどではないにしても、レイメイはササ系やコシ系に比べてたしかに黒い(第3表)。農事試験場作物第1研究室の調査によれば、

第3表 産地・品種と玄米白度
(日本精米工業会)

産地	品 種	白 度
北海道	しおかり	19
	ほうりゅう	17
	ひめほなみ	16
青 森	レイメイ	18
	シモキノタ	18
	フジミノリ	21
宮 城	ササニシキ	20.5
	フジミノリ	19
山 形	ササニシキ	20
	コシヒカリ	21.5
	ハウネンワセ	22
新 潟	コシヒカリ	22
	越路早生	21
富 山	ハウネンワセ	20
	コシヒカリ	22
	ハウネンワセ	22

注) 昭和45年産米

これらの品種を鴻巣で栽培した場合でも、玄米白度の違いは明らかで、またその違いは精米の白度にも通ずるといふ。黒い米が混米用としても不利なことはいまでもない。第2は胚芽の残存率。レイメイ・フジミノリの胚芽は他の品種に比べて落ちにくいという(第4表)。半搗米や七分搗き米が珍重された戦前ならいざしらず、現在では胚芽の残存は精米の外観を著しくそこなうという。といって、胚芽を完全に取り除くには搗精により多くの時間を要し、また搗精歩留りを低下する。業者にとっては最もいみ嫌うところであり、まさに“うまくない米”、“まずい米”ということになる。“よます”という品質以外の要素が強く要求される弱味もこうした点にある。

第4表 品種による胚芽残存率の違い

(北陸農試)

品 種 名	胚 芽 残 存 率		
	1969	1970	平 均
レイメイ	59.0	46.3	52.7
フジミノリ	59.0	43.8	51.4
ササニシキ	43.8	30.3	37.1
コシヒカリ	32.8	8.8	20.8
ハウネンワセ	22.5	17.5	20.0

米の白度と胚芽の残存率、人間にたとえれば、色の白さとあばたのありなしとでもいえようか。東京や大阪の大型精米工場でも、この点を強調された覚えがある。食味の前に、まず白い米に値がつき、白い米に手が伸びる。真直ぐで濃緑のキュウリ、赤皮のサツマイモ、縞入りのスイカ、赤味のモモ、ネット入りのメロン等々、食味の前にまずルックス、それが現代消費者気質というものであろうか。米もまた野菜や果物なみになった現在の御時勢、それにうとかった筆者らの盲点ではあった。

3. 質 と 量

作況指数93という全国的不作のなかで、10a当たり536kgという全国一の高い収量をあげた反面、3等米以上の上位等級米が全体のわずか5.8%で全国の最低。それが昭和46年における青森県稲作の実態であった。あまりにも対象的な量と質、その基本となったものが、作付率65.1%というレイメイの普及である。関係者にとっては、いとも複雑な思いにかられたに違いない。しかし、今年もまたレイメイ中心でいこうとする農家が少なくなるともかく、銘柄品種ムツニシキを立派に作りうる津軽の米どころさえそうである。不評の頂点に立つレイメイ、それをあえて作ろうとする農家。“ムツニシキだと10a当たり1~2俵の減収は覚悟しなければならない。1俵500円や600円の違にかえられませんよ”，という計算があるためである。一人の経営者でもある農家にとっては、下位等級の増加よりも、またレイメイの不評よりも、所得の多少が優先するのである。

レイメイ固執論のなかにはこうした意見もある。ササニシキやコシヒカリがいくらうまい米だといっても、生産量は合わせて1割足らず、したがって、これからの販米のほとんどが混米の形をとるに違いない。そこで青森としては、今後もレイメイを中心として、より生産性の高い稲作を推進し、多少の価格差は覚悟の上で、混米用生産に徹するほうがよい、というものである。さらには、米の国内自給という高い見地からの意見もある。昨

年の国内生産量は1,089万トン、単年度需給では80万トンもの不足を来した。不順天候の影響というが、原因はそれだけではない。生産調整や米価の据え置きなど、亜流化した米に対する生産意欲の低下、出かせぎの増大による栽培の粗放化、さらには銘柄品種の無理作りによる被害なども問題にしなければならない。もしこうした状態が続けば、10a当たり収量は420~430kg程度で頭打ちとなり、自給に必要な1,200万トンの生産量の確保も危うくなる。その時は再び質より量。そこで、米に生き米にかけようとする青森県としては、安定多収稲作をより強調することによって、農家の生産意欲を失わせないことがまず大切、というものである。

それぞれの考え方には傾聴すべき点も多い。しかし、米不足の再来という予測は、別の視野からの論議であって、現在の産米改善運動にとっては示唆にならない。また、そうした時代の対応はかなり経験もし、実績ももっている。一方、価格差覚悟の混米用生産という考え方にも不満がある。産米改善に対する意欲を、自らの手でつみとる結果にもなりかねないからである。

県の関係者が産米改善を強く推し進めようとしている理由はほかでもない。今にして産米改善に対する意欲と努力とを示さない限り、流通・消費面における大きなハンディをとうてい取り戻すことはできず、悔を千載に残すと判断しているからである。そして、ますます買い叩かれ、販路が閉ざされてゆくであろう青森米の姿に、手

を拱いていることは許されないからである。しかし、“量から質への転換”、“稲作から米作への変身”のむずかしさは、指導者自身がよく知っている。また、事は急がねばならないが、ひとりよがりや強制はさげねばならない。産米改善以上のもの、つまり、冷害との戦いを通じて育まれてきた農民や農民団体との一体感、を失うことになるからである。いずれにしても、産米改善運動に奇手奇策はない、事の成否は、農家や農民団体が産米改善の必要性をどれだけ理解し、いかに熱意を示すにかかっている。そのためには、具体的諸施策の前にまず“話し合いの場”を醸成することが、青森県の現状からみて肝要であり、一見迂遠であっても、それが目的達成への最も近道なのである。

むすび

一方的とも思える米の商品化農政、“うまい米以上にうまい味のある米”を求めてやまない業界、現在を最も有利に生きようとする農家、三者三様の思惑と対応のなかで、最もきびしい立場におかれ、産米改善のむずかしさを身をもって味わっているのが現地の指導者達であろう。現実に食管制度がありながら、食管制度がないような指導をしなければならない矛盾、それは、一步誤れば、農民と指導者を分離させるセパレーターにもなりかねない。

(東京大学農学部)

農林省“農業者大学校学生募集”はじまる!!

「農業は誰にでもできる」といわれた時代がある。しかし、それはすでに過去のことである。これからの農業を本当にやっとうこうとするには、容易なことではない。それを肌身に感じて感じているのは、為政者でも、農業の研究者でも技術者でもない。農業者それ自身である。しかも、これから本気で農業をやってみようとしている若い農村の青年である。それらの青年が求めているものは何か。

農学を教える大学は全国に数多くある。しかし、本当の農業を教える大学はどこにあるだろうか。農業者としての幅広い知識と技術、そして、柔軟なもの見方と考え方、それにたくましい実践力を与えてくれる教育機関こそ、若い農業者が長い間待ち望んできたものである。

農業者大学校は、そうした要望に応えるために、農林省が設立した、全国でただ1つの農業者のための大学校である。

現在、明年4月に入学する第6期学生を募集中で、締切りは、10月31日までとなっている。

応募条件は、25歳までの男子で、高校卒の学力(学歴ではな

い)があり、しかも、1年以上実際に農業をやった人で、卒業後も自ら農業をやる人でなければならない。また、知事の推せんをうけることとなっている。

募集人員は50人で、在学期間は3ヵ年である。この3ヵ年の間は、毎年3万6千円の授業料を納めるが、その他の経費、すなわち、食費、宿泊費、見学費、教材費などの一切は、国と県が負担することとなり、しかも、卒業した年に、卒業生の一部を毎年海外農業視察のため、欧米国に派遣している。

農業者大学校は、昭和43年に開校し、昨年始めての卒業生を、今年は第2期生を送り出したのみで、未だ歴史は浅い。しかし、一般の大学教育ではみられない独特の教育で鍛えられた卒業生が、全国に散ばり、それぞれの地域のリーダーとなって新しい農村、農業を築き上げるため、着々と成果をあげつつある。そして“未来の本当の農業者を育てる”全国唯一のこの大学校に、優れた仲間がぞくぞくと入ってくることを待ち望んでいる。

(応募の詳細については、農業改良普及所、都道府県農業改良普及主務課、地方農政局または直接農業者大学校—東京都多摩市連光寺2207・電話0423-75-8511 へお問い合わせ下さい)